

令和6年度預かり保育の補助金のお知らせ

～ 補助金について ～

(1) 概要

私立幼稚園の教育時間終了後等に利用する預かり保育や認可外保育施設の利用料に対する補助事業です。

(2) 対象

子育てのための施設等利用給付認定が**2号認定**のお子さん

※2号認定を受けていない方については、子育てのための施設等利用給付認定申請書を提出してください。

(3) 月額（上限）

11,300円（日額上限 450円）

～ 申請方法について ～

1 提出書類

◆ 施設等利用給付費交付申請書兼調書(預かり保育事業)

(裏面：預かり保育利用実績証明書 ※利用した施設にて証明を受けてください。)

マイナンバーカードをお持ちの方は電子申請も可能です。

区 HP > 電子申請サービス > 子ども・家庭・教育 > 私立幼稚園

>【預かり保育事業への補助】施設等利用給付費交付申請書兼調書

電子申請
受付期間

上期：6月17日(月)～10月18日(金)

下期：11月1日(金)～4月18日(金)



※保育料等の振込先と異なる口座を指定する場合※

口座番号が確認できる書類(通帳又はキャッシュカード)のコピーを添付してください。

2 提出方法

預かり保育等施設の利用後、半年分まとめて申請してください。

区役所へ **郵送**または**持参**（持参の場合：区役所本庁舎7階710にて受付）

提出先 〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係 宛て

受付時間：8：30～17：15 問合せ先：03-3578-2111(内線2712, 2707)

申請締切日(上期)

令和6年 10月 18日 (金)

申請締切日(下期)

令和7年 4月 18日 (金)

～ 補助金の交付方法と振込時期について ～

半年分の補助金をまとめてご指定の口座に年2回に分けて振り込みます。

補助対象月	申請締切日	口座入金予定日
4月～9月分	令和6年10月18日(金)必着	令和6年11月下旬～12月上旬
10月～3月分	令和7年4月18日(金)必着	令7年5月中旬～5月下旬

～ 注意事項～

- ①預かり保育の補助金を受けるためには子育てのための施設等利用給付認定の2号認定を受ける必要があります。
- ②預かり保育の補助金の申請書には裏面に施設証明欄があります。利用施設に証明をしてもらったうえで提出してください。
- ③幼稚園の預かり保育と認可外保育施設等を併用して利用した場合、どちらも申請可能ですが、月額上限（11,300円）までの支給になります。なお、施設ごとに預かり保育利用実績証明書が必要になりますので随時申請書をコピーして使用してください。

例	必要な申請書数
普段は幼稚園Aの預かり保育(延長保育)を利用しているが夏休みの間だけ、認可外保育施設Bを利用している	幼稚園Aで1枚、認可外保育施設で1枚、合計で2枚必要
幼稚園の預かり保育は利用していないが、認可外保育施設Cと個人のベビーシッターを利用している。ベビーシッターは2(D,E)人に見てもらっている	認可外保育施設Cで1枚、ベビーシッターはそれぞれ1枚ずつ、合計で3枚必要

よくあるご質問

- Q 申請書を持参する場合は総合支所の窓口でも受付できますか？
- A 総合支所の窓口では対応していません。郵送で送っていただくか、区役所本庁（芝公園）の7階教育委員会事務局(教育長室)までお持ちください。
- Q 全ての認可外施設、ベビーシッターが対象になりますか？
- A 無償化の対象として確認を受けている施設及び事業のみが対象になります。確認を受けた施設等かどうかについては、各施設、ベビーシッターに直接ご確認ください。
- Q 施設等利用給付費交付申請書兼調書(預かり保育事業)の裏面の預かり保育利用実績証明書について、園からもらった別の様式では受け付けてもらえないでしょうか？
- A 裏面の記入については、園や施設が発行した利用証明等に月ごとの日付や金額が記載されていれば、そちらを添付していただければ記入していただく必要はありません。